

東運整162号の4
令和2年7月20日

一般社団法人
全国物流ネットワーク協会会長 殿

関東運輸局東京運輸支局長
(公 印 省 略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、運輸行政に対しましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度におきましても別添1「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」（令和2年6月29日付、関自整第300号の2、関自技第553号の2、関自保第67号の2、関自管第20号の2）により、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を一層強力に推進することとなりました。

また、本運動を積極的に展開するため、「令和2年度「自動車点検整備推進運動」実施要領」（令和2年6月、国土交通省自動車局）及び別添2における「自動車点検整備推進運動の実施細目」（令和2年6月、国土交通省関東運輸局）に基づき、令和2年9月1日から10月31日までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」として、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう積極的に取り組むこととしました。

つきましては、本運動の趣旨をご理解の上、広報誌への掲載、ポスターの掲示及びチラシの備え置き等につきまして特段のご配慮を賜りたく、貴支所（協会、組合）傘下会員の皆様への周知方ご協力お願いします。

関自整第300号の2
関自技第553号の2
関自保第67号の2
関自管第20号の2

令和2年6月29日

管内各運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について(依頼)

標記について、自動車局長から別添のとおり通達があったので、貴運輸支局においても本運動に積極的に取り組み、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるように努めるとともに、関係団体等に対し、本趣旨の周知徹底方取り計らわれたい。



国自整第47号の5
国自基第22号の5
令和2年6月8日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負傷者数は46万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しているところである。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約8割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増している。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されているが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要がある。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となる。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要である。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分に実施されているとは言えない状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要である。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしている。

つきましては、貴局においても、この趣旨を理解のうえ、本運動が効果的に実施されるよう取り組まれない。



なお、関係機関等に対し、別紙のとおり通知していることを申し添える。

(別添)

令和2年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和2年6月
国土交通省自動車局

第1 目的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負傷者数は46万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しているところである。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約8割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増している。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されているが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要がある。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となる。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要である。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分な状況とは言えない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解してもらおうとともに、大型車のユーザーにあつては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付け状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求めることとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係31団体（別紙1）で構成する「自動車点検整備推進協議会」

(以下「協議会」という。)及び自動車関係 15 団体(別紙 2)で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」(以下「連絡会」という。)が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第 3 実施期間

本運動は、1 年を通して実施するものとするが、特に令和 2 年 9 月 1 日(火)から 9 月 30 日(水)までの 1 ヶ月間を全国統一強化月間とし、これに加え、他のイベントと開催時期を合わせるなど地域の実情や効果の得られる時期等を考慮して各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)又は各運輸支局(神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)ごとに地方独自強化月間を 1 ヶ月間設定し、各取り組みを強力に推進する。

第 4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発(女性、10 代から 30 代の自動車ユーザーに重点を置く。)
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

2. 地方独自強化月間の重点項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記 1 の重点項目及びエコ整備(点検・整備による CO2 削減効果をいう。以下同じ。)の啓発を重点項目と定めるほか、地域の実情に応じた地方独自の重点項目を設定するよう努めるものとする。

第 5 実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

(1) イベント等の開催

- ① 本省及び協議会は、自動車点検整備推進運動を全国的に盛り上げるため、地域イベントとの連携等を踏まえたイベントを開催する。また、地域イベントの支援のため、広報・啓発ツールの製作・配布やマスメディア(テレビ・新聞を中心。以下同じ。)、インターネットサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等を活用した広報を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等(神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。)並びに協議会構成団体の地方組織は、自動車点検整備推進運動が地域の方々に認知してもらえるよう参加・体験・実践型の地域イベントを全国各地で開催する。また、イベントの開催にあたり、マスメディア、インターネットサイト、SNS 等による効果のある広報に努め、地域イベントの認知向上を図る。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 本省等(各地方運輸局及び各運輸支局等を含む。以下同じ。)は、協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を

用いた広報活動を実施する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。

また、別紙3の資料等を活用し、大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食事故防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。なお、大型車の車輪脱落事故防止のための啓発については、別途通知する（以下同じ）。

- ② 本省等並びに協議会及び連絡会構成団体は、各自保有する車両の確実な点検・整備の実施を図る。また、その所属職員に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によって、マイカーの点検・整備の励行をするとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行をするよう依頼する。

(3) 講習や無料点検等の実施

協議会構成団体の地方組織は、点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、別紙3の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら点検・整備の必要性や重要性を説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

(4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車両故障事故を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開するとともに、別紙3の資料等を活用し、適切な点検・整備の励行をする。また、整備管理者研修においては、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法についても周知する。

特に、整備管理者研修等には自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修においては、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

(5) 出前講座等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備専門学校等に赴き、別紙3の資料等を活用し、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、本省等は、自動車教習所や運転免許センターに対して、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本に記載されている点検・整備の必要性や重要性、について、受講生に対し特に強力に指導を行って欲しい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

- ① 本省は、前検査を受検した自動車ユーザーに対し、ハガキを用いて定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況調査を実施する。

また、各運輸支局等は、前検査を行おうとする事業者等（自家用大型貨物自動車の使用者を含む。）について、定期点検の実施状況を確認し、確実な定期点検

を励行する。

- ② 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する車両のユーザーに対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。

(2) 街頭検査での啓発・指導等

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配付などにより点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備実施状況を確認し、定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対して確実な定期点検整備を励行する。

(3) 重点点検の実施

- ① 本省等は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ホイールの取付け状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の本省が選定する箇所に係る点検・整備を重点的に実施するよう運送事業者へ要請する。

- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。

- ・ 運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
- ・ 整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

(4) 公用車の定期点検整備実施の徹底

本省は、国土交通省内、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、定期点検整備の実施状況を把握し、その結果を踏まえ、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底が図られるよう要請する。

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

各地方運輸局又は各運輸支局は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

4. 新型コロナウイルス感染症への適切な対応

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、各都道府県の実情を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情を踏まえ、必要に応じ本運動の各種取組の見直しを行う。

第6 実施運営

1. 本省は、各地方運輸局に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対し、本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 各地方運輸局又は各運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実

施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本省等は、今回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、協議会の協力を得ながら、イベント参加者に対して全国統一のアンケートを実施する。また、協議会と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケートも実施する。
2. 本運動終了後、本省等は、協議会及び連絡会と連携して、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。
 - ① 本運動の関心度について、アンケート調査、インターネットサイト及びSNS閲覧数、マスメディアの掲載数等により実施する。
 - ② 点検・整備に対する意識変化等について、アンケート調査等により実施する。
 - ③ 地方独自に企画した実施事項は、協議会及び連絡会を構成する地方組織と連携して、効果の検証に努める。
3. 本運動の関心度及び点検・整備に対する意識変化等が分析できるよう、本運動で収集するデータ等を適宜検討する。

第8 報告

1. 各地方運輸局は、地方独自強化月間及び地方独自実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、令和2年6月末までに国土交通省自動車局に報告する。
2. 各地方運輸局及び協議会構成団体は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌々月の月末までに（協議会構成団体にあつては最終強化月間の翌々月の月末までに）、国土交通省自動車局整備課に報告する。

自動車点検整備推進協議会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（事務局）
2. 一般社団法人 日本自動車工業会
3. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
4. 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
5. 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
6. 日本自動車輸入組合
7. 一般社団法人 日本自動車連盟
8. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
9. 公益社団法人 日本バス協会
10. 公益社団法人 全日本トラック協会
11. 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
12. 一般社団法人 全国レンタカー協会
13. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
14. 全国石油商業組合連合会
15. 一般財団法人 自動車検査登録情報協会
16. 公益財団法人 日本自動車教育振興財団
17. 一般社団法人 日本損害保険協会
18. 全国共済農業協同組合連合会
19. 全国労働者共済生活協同組合連合会
20. 一般社団法人 日本自動車部品工業会
21. 全日本自動車部品卸商協同組合
22. 全国自動車電装品整備商工組合連合会
23. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
24. 一般社団法人 電池工業会
25. 全国ディーゼルポンプ振興会連合会
26. 日本自動車車体整備協同組合連合会
27. 全国タイヤ商工協同組合連合会
28. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
29. 全国自動車部品販売店連合会
30. 一般社団法人 日本自動車部品協会
31. 全国オートバイ協同組合連合会

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車工業会
(いすゞ自動車(株)、UD トラックス(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス(株))
2. 公益社団法人 全日本トラック協会
3. 公益社団法人 日本バス協会
4. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
5. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
6. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
7. 全国タイヤ商工協同組合連合会
8. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
9. 全国石油商業組合連合会
10. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
11. 日本自動車輸入組合
12. 一般社団法人 日本自動車機械工具協会
13. 一般社団法人 日本自動車機械器具工業会
14. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
15. 日本自動車車体整備協同組合連合会

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料）	—
—	・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付け、国自整第38号）
—	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付け、国自整第196号）
・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月プレス資料）	・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付け、国自整第315号）
—	・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付け、国自整第213号）
・ボルトの錆や左後輪に注意！車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」（令和元年11月プレス資料）	・大型車の車輪脱落事故防止のための「令和元年度緊急対策」（令和元年11月14日付け、国自整第186号）
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付け、国自整第370号、国自安第254号）
	・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付け、国自安第

	249号、国自整第365号)
・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成28年3月プレス資料）	・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成28年3月4日付け、国自安第268号、国自整第393号）
・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成28年4月プレス資料）	・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成28年4月22日付け、国自整第16号、国自安第6号）
・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成28年6月プレス資料）	・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成28年6月23日付け、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号）
	・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成28年6月23日付け、国自安第58号、国自整第76号）
・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成28年7月プレス資料）	・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成28年7月26日付け、国自整第127号）
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成27年12月25日付け、国自整第321号）
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成27年12月25日付け、国自整第322号）
・「「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」（平成29年3月プレス資料）	・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成29年3月28日付け、国自整第398号）

関自整第 301 号
関自技第 554 号
関自保第 68 号
関自管第 21 号
令和 2 年 6 月 29 日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

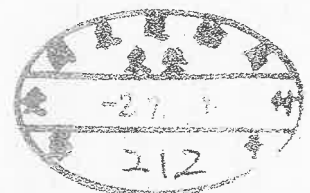
自動車点検整備推進運動の実施細目について

令和 2 年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」（令和 2 年 6 月 29 日付け、関自整第 300 号の 2、関自技第 553 号の 2、関自保第 67 号の 2、関自管第 20 号の 2）により通知したところであるが、本運動の実施にあたり、自動車局整備課長及び安全・環境基準課長から別添のとおり「自動車点検整備推進運動の実施細目について」（令和 2 年 6 月 8 日付け、国自整第 48 号の 3、国自基第 23 号の 3）を定めた旨の通知があった。

については、関東運輸局としての実施細目を別紙 1 のとおり定めたので、了知するとともに、関係団体への指導方よろしく取り計らわれたい。

また、本運動に係わる貴支局の実施結果については、別紙 2 の様式により、令和 2 年 11 月 20 日（金）までに運輸局整備課あて電子メール（できる限り写真や映像を添付）で報告されたい。

なお、本運動推進強化月間中の「自動車点検整備推進デー」の設定等については、別途通知することとしているので了知されたい。



自動車点検整備推進運動の実施細目

令和2年6月
国土交通省関東運輸局

1. 自動車点検整備推進強化月間実施細目

自動車点検整備推進運動の実施要領に定める自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）及び関東運輸局、管内各運輸支局並びに管内各自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）が実施する内容は、次のとおりとする。

令和2年度においては、地方独自強化月間を10月に設定し、当該強化月間の重点項目を令和2年度「自動車点検整備推進運動」実施要領第4 1.（1）（2）及びエコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう。以下同じ。）、並びに、自家用乗用車（マイカー）の日常点検の確実な実施の促進と定める。

実施 機関	実 施 事 項	実 施 内 容
関東運輸局・各運輸支局等	1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 (1) イベント等の実施	① イベント開催予定地（自動車なんでも相談窓口等の各地方関係団体が開催する催し物を含む。）の運輸局及び各運輸支局等は、イベントが円滑に開催されるようバックアップする。 なお、イベント名称には、「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。 ② 自動車整備振興会等の自動車関係団体の協力を得て「自動車点検整備推進デー」を設定し、本運動の積極的な推進を図る。 ③ 「自動車点検整備推進デー」等の機会を活用して、全国統一様式を基本としたアンケート調査を実施する。
	(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	① 国土交通省で作成するポスターを運輸支局等の窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布するなどして、自動車ユーザー等に対し点検・整備の必要性や重要性について啓発する。 なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。 また、運輸局及び運輸支局等は、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。 ・マスメディア（テレビ、新聞を中心。以下同じ。）、インターネット、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等の利用（女性、10代から30代の世代を焦点） ・啓発ワッペン及びのぼりの利用 ・公共施設、競技場等の掲示板の利用

	・国土交通省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用 ② 国土交通省から、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、ポスターの掲示及びチラシの設置について協力を要請しているところだが、特に必要と判断した者については、直接要請する。 また、運輸局及び運輸支局等は、各団体で発行する広報誌や回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く自動車ユーザーに確実な点検・整備の実施を呼びかける。 ③ エコ整備について、種々の機会を捉えて、自動車ユーザー等に対し幅広く周知するよう努める。 ④ 大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食事故を防止するため、チラシや、別紙1-1の資料等を窓口などへ備え置く又は配布するなどして、自動車ユーザーに対し確実な点検・整備の実施を啓発する。 ⑤ 協議会及び連絡会並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるようバックアップする。
(3) 講習等の実施	運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。
(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発	整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用し、受講者に対して本運動の目的、実施事項について周知するとともに、点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。 この場合において、別紙1-1の資料や連絡会構成団体の制作ツール等を活用するとともに、エコ整備やDPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法などを交えながら、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。 特に、整備管理者研修等に自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修において、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。
(5) 出前講座等の実施	協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設に赴き、別紙1-1の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等の説明に加えて、エコ整備などを盛り込んだ内容の出前講座を行うよう努める。 また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、その機関に指導教員として所属する職員に対し、ポスターの掲示等の要請の他、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と方法について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。
2. 自動車ユーザーに	① 確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査

対する調査・指導等 (1) ・はがき等による点検整備実施状況の調査・指導等 ・チラシ等配布による自家用乗用車（マイカー）の日常点検の促進等	証備考欄に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。 ② 確実な点検・整備の励行を促進するため、継続検査時において最長の間隔で行うべき定期点検が実施されておらず、加えて劣化又は摩耗による保安基準の不適合が確認された場合に、自動車ユーザーに対して、点検等の勧告を発動する。 また、点検等の勧告を行った場合には、自動車検査証備考欄に指導履歴を記載し、自動車ユーザーへ周知する。 ③ 前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等をおこなう。 ④ 不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口寄せられた情報を基に、該当する自動車のユーザーに対しはがきを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。 ⑤ 前検査で自家用乗用車（マイカー）のユーザー車検を行う個人ユーザーに対し、検査窓口等において、別紙1－2チェックシート等の配布により、定期点検に加え、日常点検についても、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。
(2) 街頭検査での啓発・指導等	① 協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓発を行う。 ② 街頭検査において、前面ガラスの点検整備済みステッカーや自動車検査証備考欄の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な励行の指導に加え、自家用乗用車（マイカー）の日常点検についても、別紙1－2チェックシート等の配布により、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。 なお、期日の過ぎた点検整備済みステッカーは保安基準不適合となるため、はがすよう指示をする。
(3) 重点点検の実施	協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。 ・ 運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。 ・ 整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリ

		ーナ・エレメント等) の点検・整備を実施する。
	3. 地方独自の実施事項等	運輸局または各運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情に応じた実施事項を企画する。
	4. 新型コロナウイルス感染症への適切な対応	新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、各都道府県の実情を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情を踏まえ、必要に応じて本運動の各種取組の見直しを行う。見直しの結果、イベント、講習会等中止する場合は、各種の媒体を活用した広報啓発活動や情報提供等を積極的に推進するなど、創意工夫を凝らした取り組みを展開し、自動車ユーザーの保守管理意識の更なる向上に努めることとする
協議会・連絡会構成団体等	1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動 (1) イベント等の実施	① 地方でイベントを開催し、点検・整備を啓発するための周知活動を行う。 なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込まれる日時、場所や催し内容に考慮することが望ましい。 ② 「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等のイベントを行うなどして、点検・整備の実施方法及びその必要性について周知する。 ③ 新品部品と摩耗部品のサンプルを展示するなどして、自動車部品の劣化・摩耗状態を視覚的に訴え、日頃の点検・整備の必要性を啓発する。 ④ 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 ⑤ 長期使用車両のユーザー等に対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。 ⑥ 「マイカー点検教室」等の開催においては、点検・整備に関する実技講習として、点検・整備の実施方法等を自動車ユーザー等へ説明するとともに適切な保守管理を促す。 ⑦ 各イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。 ⑧ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。
	(2) 総合的な広報・	① 国土交通省で作成するポスター、チラシ等を整備工場、

啓発活動の実施

販売店、展示場等の窓口に掲示又は備え置くあるいは配布して、来訪者に広報する。

- ② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、別紙1-1の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。
- ③ エコ整備について積極的に周知する。
- ④ 国土交通省や一般社団法人日本自動車工業会が作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。
- ⑤ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。
- ⑥ インターネットサイト、SNS及びデジタル広報を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。
ホームページ : <http://www.tenken-seibi.com>
スマートフォン・携帯電話 : <http://tenken-seibi.com/m/>
- ⑦ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関紙およびホームページ等を利用して、会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- ⑧ 整備工場又は販売店において、定期点検の実施時期が近づいた自動車ユーザーに対して、ハガキ等により定期点検の実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- ⑨ 各団体において、保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の確実な実施を図る。
- ⑩ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。
- ⑪ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑫ 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等 (1) 街頭検査での啓発・指導等	協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。
(2) 重点点検の実施	① 運送事業者の大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状況等の国土交通省が選定する重点箇所に係る点検を実施する。 ② バス事業者及び貨物運送事業者等の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。
3. 地方独自の実施事項等	協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸局又は各運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。 なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く。）は、特定地方独自強化月間においても各種取組の実施に協力する。
4. 新型コロナウイルス感染症への適切な対応	新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情を踏まえ、必要に応じて本運動の各種取組の見直しを行う。見直しの結果、イベント、講習会等中止する場合は、各種の媒体を活用した広報啓発活動や情報提供等を積極的に推進するなど、創意工夫を凝らした取り組みを展開し、自動車ユーザーへの保守管理意識の更なる向上に努めることとする。

2. 自動車点検整備推進運動の実施細目（実施機関別）

実施事項	実施機関	実 施 細 目
1. 地域イベントの開催	都県整備振興会、自販連都県支部、J A F 都県支部、都県タイヤ商工協同組合	a) 地域イベントには、「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるよう努める。 b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。 c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
2. マイカー点検教室等の開催	都県整備振興会	マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザー等の保守管理意識の高揚を図る。 その際、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 また、大型自動車のユーザー等にも点検・整備を実施するよう啓発に努める。
	自販連都県支部	自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、自動車ユーザーを対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。 また、大型自動車のユーザー等にも啓発に努める。
	J A F 都県支部	マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザー等の保守管理意識の高揚を図る。
3. ポスターの掲示	自動車機構	庁舎・検査場内の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。
	軽検協	事務棟・検査棟内の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。
	自販連都県支部	社屋、店舗等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。
	都県整備振興会	社屋、整備工場等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。
	J A F 都県支部	各支部を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。
	県自家用協会	県自家用自動車協会を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。

	都県バス協、 都県トラ協、 都県タクシ ー協会	社屋、待合室、休憩所等の利用者の目に付きやすい箇所に 掲示する。
	都県レンタ カー協会	社屋、営業所等の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。
	都県タイヤ 商工協同組 合	店頭等自動車ユーザーの目に付きやすい箇所に掲示する。
	事故対 主管支所・ 支所	主管支所等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇 所に掲示する。
	JA 共済 都県本部、 全労済 都県本部	支店等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に 掲示する。
4. チラシの 配布	事故対	運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布し て、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	自動車機構	a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した自 動車ユーザー等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支 局等に協力して取り組む。 b) 定期点検未実施の自動車ユーザー等に対しては、運輸支 局等と連携して、定期点検の確実な実施を呼びかける。
	軽検協	a) 事務棟・検査等に備え置き、検査受検等に来訪した自動 車ユーザー等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局 等に協力して取り組む。 b) 定期点検未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点 検の確実な実施を呼びかける。
	自販連 都県支部、 都県軽自協、 都県中販協、	a) 社屋、店舗に据え置く又は配布して、来訪者に点検・整 備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等 の情報を活用し、定期点検未実施の自動車ユーザー等に対 しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。 b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必 要性や重要性を周知する。
	都県 整備振興会	a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者 に点検・整備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等 の情報を活用し、定期点検未実施の自動車ユーザー等に対

		しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。 b) 都県整備振興会で開催するマイカー点検教室等を活用し、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	J A F 都県支部	a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時に配布するなど、あらゆる機会を捉えて自動車ユーザー等に周知する。 特に、ロードサービス利用時等に定期点検未実施の自動車ユーザー等に対しては、点検・整備の確実な実施を呼びかける。 b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布して、点検・整備の必要性を周知する。
	県 自家用協会	県自家用自動車協会に備え置く又は配布し、自動車ユーザー等に点検・整備の必要性を周知する。
	J A 共済 都県本部、 全労済都 県本部	店舗等の窓口に据え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性を周知する。
5. マスメディア等による 広報 (キャッチ コピー、ロ ゴ等の挿 入)	都県 整備振興会	a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例事故事例及び経済的負担事例に加えてエコ整備などを交えながら、点検・整備の必要性を訴えていく。 b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
	自販連 都県支部、 都県軽自協	マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
	各関係団体	本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。 その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
6. のぼり、 垂れ幕、 横断幕等の 掲示	自動車機構	啓発ワッペンの着用を行うとともに、庁舎・検査場を訪れる自動車ユーザーの目に付きやすい箇所にのぼりを設置する。
	軽検協	啓発ワッペンの着用を行うとともに、事務棟・検査棟を訪れる自動車ユーザーの目に付きやすい箇所にのぼりを設置する。
	都県 整備振興会	整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。 その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、

		ロゴを使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。
	都県バス協	乗合バス車両の前面に横断幕を掲示すること等により、自動車点検整備推進運動の周知に努める。
7. ハガキの送付等	軽検協	前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検の実施状況を調査する。
	自販連 都県支部等	販売店では、定期点検の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検の実施について呼びかける。
	都県 整備振興会	整備工場では、定期点検の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検の実施について呼びかける。
8. その他	関係団体	a) 保有する車両、参加会員等の使用する車両の自主点検を実施するとともに、車種に応じた適正な点検・整備の確実な励行を図る。 b) 社屋、営業所等における館内放送等で、所属職員にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。 c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力に努める。

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料）	—
—	・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付け、国自整第38号）
—	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付け、国自整第196号）
・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月プレス資料）	・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付け、国自整第315号）
—	・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付け、国自整第213号）
・ボルトの錆や左後輪に注意！車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」（令和元年11月プレス資料）	・大型車の車輪脱落事故防止のための「令和元年度緊急対策」（令和元年11月14日付け、国自整第186号）
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付け、国自整第370号、国自安第254号） ・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付け、国自安第

	249号、国自整第365号)
・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成28年3月プレス資料）	・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成28年3月4日付け、国自安第268号、国自整第393号）
・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成28年4月プレス資料）	・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成28年4月22日付け、国自整第16号、国自安第6号）
・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成28年6月プレス資料）	・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成28年6月23日付け、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号）
	・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成28年6月23日付け、国自安第58号、国自整第76号）
・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成28年7月プレス資料）	・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成28年7月26日付け、国自整第127号）
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成27年12月25日付け、国自整第321号）
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成27年12月25日付け、国自整第322号）
・「「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」（平成29年3月プレス資料）	・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成29年3月28日付け、国自整第398号）

安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から。

日常点検や定期点検はクルマのトラブルを防ぐだけでなく、地球温暖化の原因であるCO₂の削減にもつながります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検が欠かせません。日頃からクルマの健康管理を心がけましょう。

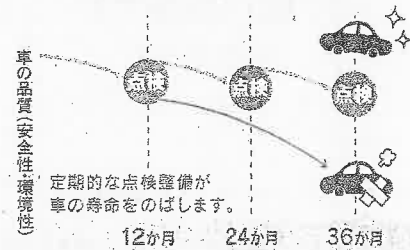
日常点検

日頃、自動車を使用している中で、走行距離や運行状態などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

定期点検

定期点検は、安全確保・環境保護の観点から、自家用乗用車については、1年ごとに実施しなければなりません。

月日が経つ？（自家用乗用車）

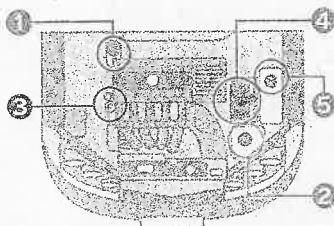


車検（自動車の検査）は、安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。したがって、使用者は日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、使用に応じた適切な保守管理を行う必要があります。

マイカーを点検しよう！日常点検 15 項目チェックシート

判定○or×

日常点検 #01



エンジンルーム 5項目



① ブレーキ液の量

ブレーキ液のリザーバ・タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインの間にあるかどうかを点検します。液量が下限ラインより低い場合は、安易に補充せず、早急に整備のプロに相談しましょう。



② 冷却水の量

冷却水のリザーバ・タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインの間にあるかどうかを点検します。この冷却水が下限ラインに近いが、それより少ない場合は、上限ラインまで冷却水を補充しましょう。



③ エンジン・オイルの量

エンジンに付いているオイル・レベルゲージを抜きとり、付属しているオイルを拭きとってから、ゲージをいっぱいにし込み、再度抜きとってオイルの量を見ます。ゲージの先端についている2本のラインが、ギザギザ部分の目印の中間にオイルがあれば合格です。ゲージの下限ラインよりもオイルが下側にあるときは補充しましょう。また、汚れている場合は交換しましょう。



④ バッテリー液の量

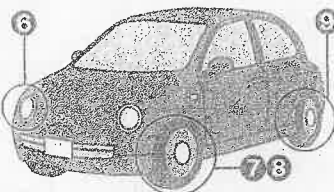
バッテリー液の量が規定の範囲（上限と下限の間）にあるかを車両を揺らすなどして点検します。バッテリー液は腐食性が強いので、体、衣服、車体などに付着しないよう注意しましょう。



⑤ ウィンド・ウォッシャー液の量

ウィンド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。液量が少ない場合は上限まで補給しましょう。

日常点検 #02



クルマの周り 4項目



⑥ ランプ類の点検・点滅

クルマにはヘッドライト、スモールランプ、ブレーキランプ、テールランプ、ウィンカーなど、多くのランプが付いています。点検・点滅の有無を確認し、レンズの汚れや損傷も調べましょう。点検・点滅していない場合は、すみやかに交換しましょう。



⑦ タイヤの亀裂・損傷の有無

タイヤの亀裂や損傷の有無を目や手で確認するとともに、タイヤに異物が付着していないかを入念に点検します。タイヤにかみ込んだ異物はきれいに取り除きましょう。また、タイヤが片減りしている場合は要注意。整備のプロに相談しましょう。



⑧ タイヤの空気圧

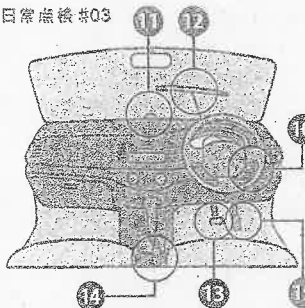
タイヤの溝の深さのたわみ具合を目で見て判断しましょう。接地部のたわみ具合で判断ができればタイヤゲージを使って点検しましょう。タイヤの空気圧が不足している場合は、指定空気圧まで補充しましょう。



⑨ タイヤの溝の深さ

タイヤの溝の深さが浅くないかをタイヤの接地面のスリップ・サインを目印に、チェックします。スリップ・サインは溝の深さが1.6mm以下になると、現れます。溝の深さが足りないと、スリップしやすくなり、雨天走行時ほど危険です。サインが現れたら、早急にタイヤを交換しましょう。※スリップ・サインは、タイヤ側面の三角マークのある位置の接地面に出ます。

日常点検 #03



運転席 6項目



⑩ エンジンのかかり具合・異音

エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時やアイドリング状態で、異音がないかを点検します。



⑪ ウィンド・ウォッシャー液の噴射状態

ウィンド・ウォッシャー液を噴射させ、ワイパーの作動範囲に噴射されるかチェックします。また、その向きや高さが適当か点検します。



⑫ ワイパーの拭き取り能力

ワイパーを作動させ、低速および高速の各作動が不良でないかを点検します。また、ウィンド・ウォッシャー液がきれいに拭き取れるかを点検します。ワイパーのから拭きは、ガラスを傷つけますので、ウィンド・ウォッシャー液を噴射してからワイパーを作動させましょう。



⑬ ブレーキの踏み残ししろと効き具合

エンジンをかけて異音がないかどうか確かめたら、ブレーキ・ペダルを強く踏み込んだとき、床板との間（踏み残ししろ）が適当かどうか確認します。踏みこたえが「いつもと違う」と感じたら要注意です。



⑭ 駐車ブレーキの引きしろ（踏みしろ）

駐車ブレーキをいっぱい引いた（踏んだ）ときに、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。ブレーキ・ペダルと同様に、新車時や定期点検直後の違いを比較してください。



⑮ エンジンの低速・加速状態

エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。次に、エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、スムーズに回転が上がるか、走行するなどして点検します。

※自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決められており、整備のプロにまかせたほうが安心です。

各運輸支局の実施結果

運輸支局

1. 広報活動

① マスメディアを活用した広報

※可能な限り、当該記事の写し等、資料の添付願います。

	掲載紙・放送社等 名称	見出し、内容(概要)、 放送時間、掲載期間等	掲載・放送 アクセス数	掲載 依頼
新聞	<地元一般紙> ・(具体的紙名等を記載)			
	<地元スポーツ紙> ・(具体的紙名等を記載)			
	<業界紙> ・(具体的紙名等を記載)			
	<その他> ・(具体的紙名等を記載)			
テレビ	<主要局の地方局> ・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
	<その他地方局> ・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
ラジオ	・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
インターネット	・(具体的サイト名等を記載)			
広報紙他	<地方公共団体> ・(具体的紙名等を記載)			
	<業界団体等会報> ・(具体的紙名等を記載)			
	<その他> ・(具体的紙名等を記載)			
合計:			0	

注: 新聞、テレビ等により、ニュースとして報じられた事例及び広告を記載する。
掲載依頼を行った場合、「掲載依頼」欄に○印を記入する。

②電光掲示板等による広報(広報依頼を行ったもの)

※可能な限り、当該広報を行っているところの写真を添付願います。

依頼先	依頼先概要(どのような場所か等)、 広報内容、期間	広報回数	依頼のみ
<Jリーグ関係> ・(具体的な会場・チーム名等等を記載) <プロ野球関係> ・(具体的な会場・チーム名等等を記載) <道路電光掲示板> ・(具体的な掲示場所名等を記載) <街頭電光掲示板> ・(具体的な掲示場所名等を記載) <その他> ・(具体的な名称等を記載)			

合計: 0

注: 電光掲示板等による広報の依頼先及びその依頼の概要等を記載する。
 広報依頼を行ったが断られてしまった場合は、その旨を「依頼先概要」欄にて明確にしたうえで、「依頼のみ」欄に○印を記入する。
 別途、広報時の状況が鮮明に分かる写真を貼付する。(写真がない場合は、広報イメージ図等でも構わない。)

③その他、地方独自で行った広報活動

依頼先	場所・内容・方法	箇所数・回数

注: 広報時の状況が鮮明に分かる写真を貼付する。(写真がない場合は、広報イメージ図等でも構わない。)

各運輸支局の実施結果

運輸支局

2. イベント等の開催

	イベント等の名称	開催回数	参加人数	特記事項(参加者等)
① 整備相談窓口				
	合 計	0	0	
② 研修・講習会				
	合 計	0	0	
③ 教習・講習会等				
	合 計	0	0	
④ 出前講座等				
	合 計	0	0	
⑤ その他				
	合 計	0	0	

※⑤その他には、地方独自の催しものなどの活動を記載し、企画書及び図面等を1つの催しものにつき1部添付する。

また、地方独自の実施細目を定めている場合は、当該実施細目の写しを1部添付する。

○・本運動に関する意見・要望

別 添

国自整第48号の3
国自基第23号の3
令和2年6月8日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自 動 車 局
整 備 課 長
安全・環境基準課長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施細目について

令和2年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」(令和2年6月8日付け、国自整第47号の5、国自基第22号の5)により、通達したところであるが、本運動の実施にあたり、別添のとおり「自動車点検整備推進運動の実施細目」を定めたので了知するとともに、関係団体への指導方よろしく取り計らわれたい。

また、本運動の実施結果については、別紙様式2により、できる限り写真や映像を添付のうえ、自動車局整備課あて報告されたい。

なお、重点点検の実施方法及び実施結果の報告方法等については、別途通知する。



令和2年度「自動車点検整備推進運動」実施細目

I 国土交通省実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

- ① 本省等（各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）は、自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）は、協議会及び協議会構成団体の地方組織が開催するイベントが円滑に実施されるようバックアップする。

なお、イベント名称には「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、本省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。

- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベント来場者を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（全国統一様式を基本）を行う。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 本省等は、自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。

- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、本省で作成されたポスターを窓口など来訪者の目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。

また、本省等は、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。

- ・マスメディア（テレビ、新聞を中心。以下同じ。）、インターネットサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の利用（女性、10代から30代の世代を焦点）
- ・政府広報の利用
- ・啓発ワッペン及びのぼりの利用
- ・公共施設、競技場等の掲示板の利用
- ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示
- ・本省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用

- ③ 本省は、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等へポスターの掲示及びチラシの配置について協力を要請する。なお、ポスターの掲示場所にあっては、利用者の目に付きやすい場所を選定してもらうよう、協力要請にあわせて依頼する。

また、各地方運輸局及び各運輸支局等は、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く自動車ユーザーに確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。

- ④ 各地方運輸局及び各運輸支局等は、大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食事故を防止するため、チラシを窓口などへ備え置く又は配付するなどして、自動車ユーザーに対し確実な点検・整備の実施を啓発する。

なお、大型車の車輪脱落事故防止のための啓発の方法については、本省から別途通知する（以下同じ）。

- ⑤ 本省等は、庁舎の館内放送、イントラネット等によって、所属職員（可能であれば来庁者も含む。）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑥ 本省等は、協議会及び大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるようバックアップする。

(3) 講習等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。

(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車両故障事故を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別紙の資料や連絡会構成団体の製作ツール等を活用するとともに、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法などを交えながら、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

特に、整備管理者研修等に自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修において、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

(5) 出前講座等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、別紙の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、本省等は、自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

- ① 本省は、前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況調査を実施する。また、2回連続で前検査を受検した自動車ユーザーに対しては、啓発内容を強化したハガキを送付することにより、定期点検整備をより一層確実に実施するよう呼びかける。
- ② 各運輸支局等は、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。
- ③ 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する車両のユーザーに対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。
- ④ 各運輸支局等は、確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。

(2) 街頭検査での啓発・指導等

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な励行を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となるため、剥がすよう指示する。

特に、大型車の車輪脱落事故が多い各地方運輸局においては、冬用タイヤの交換時期をとらえ街頭検査を活用して、タイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実行性のある指導に努める。

(3) 重点点検の実施

- ① 本省等は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の本省が選定する箇所に係る点検・整備の重点的な実施及び結果報告を運送事業者へ要請する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。
 - ・ 運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
 - ・ 整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

(4) 公用車の定期点検整備実施の徹底

本省は、国土交通省内、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、定期点検整備の実施状況を把握し、その結果を踏まえ、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底が図られるよう要請する。

3. 地方独自の実施事項等

- (1) 各地方運輸局又は各運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を企画する。
- (2) 本省は、全国統一強化月間のほか、関東運輸局の地方独自強化月間（以下「特定地方独自強化月間」という。）においても各種取組を実施するとともに、協議会、連絡会、内閣府、警察庁、自動車技術総合機構本部及び軽自動車検査協会本部に特定地方独自強化月間の時期について周知する。

4. 新型コロナウイルス感染症への適切な対応

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、各都道府県の実情を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情を踏まえ、必要に応じて本運動の各種取組の見直しを行う。見直しの結果、イベント、講習会等を中止する場合は、各種の媒体を活用した広報啓発活動や情報提供等を積極的に推進するなど、創意工夫を凝らした取り組みを展開し、自動車ユーザーへの保守管理意識の更なる向上に努めることとする。

Ⅱ 協議会・連絡会構成団体実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

(1) イベント等の実施

- ① 協議会は、「自動車点検整備推進運動全国統一強化月間」の開始を告知するための記者発表とともに、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるようなキックオフイベントの開催に努める。

なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込める日時、場所を配慮し、終始興味をもってもらえるよう催し内容を工夫するとともに、現役の自動車整備士（例：技能競技大会（日本自動車整備振興会連合会主催）の優勝チーム等）から点検・整備のPRが行われることが望ましい。

- ② 協議会構成団体の地方組織は、地域の実情等を踏まえ、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントの開催に努める。

なお、一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮し、近年のアンケート調査結果を受けて、次の内容を踏まえた地域イベントの開催に努める。

- ・ 日常点検について、知識がないことを理由に実施しない人に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカー点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、自動車ユーザーの誰もが実施

できる内容であることをPRする。

- ・ 定期点検について、金銭的に節約すること又は実施が面倒であることを理由に実施しない人に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルをみせながら定期点検を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。

③ キックオフイベント及び地域イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントPRを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。

④ 協議会は、幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットのアンケート・サイトを活用したアンケート調査を実施する。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

① 国土交通省で作成するポスターを来訪者の目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。

② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、別紙の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。

③ 連絡会構成団体の地方組織は、国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。

④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。

⑤ インターネットサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。

なお、スマートフォン・携帯電話からも閲覧できるよう配慮する。

ホームページ：<http://www.tenken-seibi.com>

スマートフォン・携帯電話：<http://tenken-seibi.com/m/>

⑥ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。

⑦ 整備工場又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた自動車ユーザーに対して、ハガキ等により定期点検実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。

- ⑧ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の実施を図る。
- ⑨ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑩ 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局及び各運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) 街頭検査での啓発・指導等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。

(2) 重点点検の実施

- ① 国土交通省からの要請を受け、重点点検対象の大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の国土交通省が選定する箇所に係る点検・整備の重点実施及び結果報告に協力する。

また、各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、運送事業者の事業用自動車について、黒煙濃度の悪化に影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）に係る点検・整備を重点的に実施するよう協力する。

- ② 各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、入庫した一般整備車両について、自動車ユーザーの理解を得ながら黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）に係る点検・整備の重点実施に協力する。

3. 地方独自の実施事項等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。

なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く。）は、特定地方独自強化月間においても各種取組の実施に協力する。

4. 新型コロナウイルス感染症への適切な対応

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情を踏まえ、必要に応じて本運動の各種取組の見直しを行う。見直しの結果、イベント、講習会等中止する場合は、各種の媒体を活用した広報啓発活動や情報提供等を積極的に推進するなど、創意工夫を凝らした取り組みを展開し、自動車ユーザーへの保守管理意識の更なる向上に努めることとする。（以下、Ⅲの実施事項についても同じ。）

Ⅲ 協議会・連絡会構成団体等別実施事項

1. 地域イベントの開催

- 日本自動車整備振興会連合会（日整連）、日本自動車販売協会連合会（自販連）、日本自動車連盟（JAF）、日本自動車タイヤ協会（JATMA）、電池工業会（BAJ）、全国ディーゼルポンプ振興会連合会（DP連）、その他

地域の実情等を踏まえ、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントを開催するよう努める。

なお、一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮し、近年のアンケート調査結果を受けて、次の内容を踏まえた地域イベントの開催に努める。

- ・ 日常点検について、知識がないことを理由に実施しない人に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカー点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、自動車ユーザーの誰もが実施できる内容であることをPRする。
- ・ 定期点検について、金銭的に節約すること又は実施が面倒であることを理由に実施しない人に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルをみせながら定期点検を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。

2. マイカー点検教室等の開催

●日整連

- a) 各地方自動車整備振興会では、マイカー点検教室等を開催に努め、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。その際、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画（DVD）を活用し、自動車ユーザーへの啓発に努める。
- c) 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

●自販連等

販売店では、自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、自動車ユーザーを対象に無料点検等の実施に努め、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。また、大型車ユーザーにも啓発するように努める。

●JAF

各支部では、マイカー点検教室等の開催に努め、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

3. ポスターの掲示

- 自動車技術総合機構（自動車機構）

庁舎・検査場内の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

- 軽自動車検査協会（軽検協）

事務棟・検査棟内の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

- 日本自動車工業会（自工会）

自動車メーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

- 自販連、全国自動車部品販売店連合会（全部協）、日本自動車輸入組合（輸入組合）、日本中古自動車販売協会連合会（中販連）、全国軽自動車協会連合会（全軽自協）、全国部品販売店連合会（JAPADA）、全国オートバイ協同組合連合会（AJ）

社屋、店舗等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。

- 日整連

社屋、整備工場等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。

- JAF

各地方本部、支部を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

- 全国自家用自動車協会（全自協）

各地方自家用自動車協会を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

- 日本バス協会（バス協）、全日本トラック協会（全ト協）、全国ハイヤー・タクシー連合会（全タク連）

社屋、待合室、休憩所等の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

- 全国レンタカー協会（レンタ協会）

社屋、営業所の窓口等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

- JATMA

タイヤメーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

- 関係団体

社屋、店舗等を訪れる来訪者の目につきやすい箇所に掲示する。

4. チラシの配布

●自動車事故対策機構（事故対）

運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●自動車機構

- a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した自動車ユーザー等に広報する。

なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。

- b) 定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対しては、各運輸支局等と連携して、法定点検が未実施だった場合の検査標章裏面に記載される事項を周知するとともに、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●軽検協

- a) 事務棟・検査棟に備え置き、検査受検等により来訪した自動車ユーザー等に広報する。

なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。

- b) 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、チラシを配布し、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●自工会、自販連、全軽自協、中販連、輸入組合、JAPADA、AJ

- a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄及び検査標章裏面に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日整連

- a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄及び検査標章裏面に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各地方自動車整備振興会が開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●JAF

- a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時に配布するなど、あらゆる機会を捉えて周知する。特に、ロードサービス利用時等に定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対しては、点検・整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備

の必要性や重要性を周知する。

●日本自動車教育振興財団（教育振興財団）

全国自動車教育研究大会等の機会に参加者へ配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●バス協、全ト協、日本自動車部品工業会（部工会）、全部協、全タク連、全国石油商業組合連合会（全石商）、自動車検査登録情報協会（自検協）、BAJ、DP連、日本自動車車体工業会（車工会）、日本自動車部品協会（JAPA）、レンタ協会

- a) 傘下会員・事業者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- b) 店舗等に自動車ユーザー等が訪れる傘下会員・事業者においては、窓口等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●日本損害保険協会（損保協会）、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）

店舗等の窓口に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）

●日整連

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自工会

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備の確実な実施等について呼びかけるとともに、ホームページ、自動車ガイドブック等により、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自販連、全軽自協、輸入組合

マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

●自工会、バス協、全ト協、日整連、自販連他連絡会構成団体

- a) マスメディア等を活用し、大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止のため、確実な作業及び点検・整備の実施を呼びかける。
- b) 大型車の車輪脱落事故が多い地域においては、大型車ユーザー等へ訴求効果のあ

る時期や内容に配慮した広報に努める。

●関係団体

本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用し、統一感のある広報の実施に努める。

6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示

●自動車機構

啓発ワッペンの着用を行うとともに、各運輸支局等と連携して庁舎・検査場を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●軽検協

啓発ワッペンの着用を行うとともに、事務棟・検査棟を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

●日整連

各地方自動車整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。

●バス協

乗合バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、自動車点検整備推進運動の周知に努める。

7. ハガキの送付等

●軽検協

前検査を受検した自動車ユーザーに対して送付する啓発ハガキの取り組みについては、国土交通省と連携して実施する。

●自販連等

販売店では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

●日整連

整備工場では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

8. その他

●日整連

オリジナルで作成したスマートフォンアプリ（点検・整備の実施時期の告知機能等）の周知及び活用促進させることで、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

●日整連、自販連、全タ協連、JATMA

大型車のタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ交換作業を行ったときは、車両の引き渡し時等において、大型車ユーザーに「増し締めの実施が必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの励行について周知するよう努める。

なお、傘下事業者において、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載しておく。

●全ト協、バス協、日整連、全タク連、全自協、レンタ協会他関係団体等

- a) 国土交通省から要請される重点点検の実施及び結果報告並びに各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される黒煙濃度の悪化に影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。
- b) 各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される入庫した一般整備車両の黒煙測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の整備事業者へ協力を依頼する。
- c) 各地方運輸局及び各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力し、傘下会員・事業者等に対する自動車保守管理意識の高揚及び点検・整備に起因する事故防止を図る。

●関係団体等

- a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の車種に応じた適切な点検・整備の実施を図る。
- b) 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力を努める。

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料）	—
—	・「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付け、国自整第38号）
—	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付け、国自整第196号）
・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月プレス資料）	・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付け、国自整第315号）
—	・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付け、国自整第213号）
・ボルトの錆や左後輪に注意！車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」（令和元年11月プレス資料）	・大型車の車輪脱落事故防止のための「令和元年度緊急対策」（令和元年11月14日付け、国自整第186号）
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付け、国自整第370号、国自安第254号）
	・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付け、国自安第

	249号、国自整第365号)
・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成28年3月プレス資料）	・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成28年3月4日付け、国自安第268号、国自整第393号）
・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成28年4月プレス資料）	・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成28年4月22日付け、国自整第16号、国自安第6号）
・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成28年6月プレス資料）	・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成28年6月23日付け、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号） ・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成28年6月23日付け、国自安第58号、国自整第76号）
・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成28年7月プレス資料）	・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成28年7月26日付け、国自整第127号）
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成27年12月25日付け、国自整第321号）
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成27年12月25日付け、国自整第322号）
・「「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」（平成29年3月プレス資料）	・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成29年3月28日付け、国自整第398号）

関係団体等の実施結果

(団体名:)

1. 実施事項

1) 地方イベント等の開催

(実施回数、来場者数、イベント毎に企画書及び図面を添付)

2) マイカー点検教室の実施

(実施回数、受講者数、受講対象者)

3) 無料点検の実施

(実施回数、実施台数)

4) 自主点検の実施

(実施事業者数、実施会員数)

5) 点検実施時期の呼びかけ

(実施事業者数、呼びかけ人数)

6) 広報・啓発活動

① マスメディアを活用した広報

(掲載誌名、掲載期間、放送時間、広報回数、キャッチコピー挿入回数)

② インターネット等を活用した広報

・団体HPへの掲載

・会報への掲載

掲載HP名称

掲載期間

掲載誌名

掲載期間

2. 独自に実施した事項

3. その他

※ 各欄とも、必要に応じて適宜行の追加・拡張を行って記載して下さい。

地方運輸局の実施結果

運輸局(総合事務局)

1. 広報活動

① マスメディアを活用した広報

※可能な限り、当該記事の写し等、資料の添付願います。

	掲載紙・放送社等 名称	見出し、内容(概要)、 放送時間、掲載期間等	掲載・放送 ・アクセス数	掲載 依頼
新聞	<地元一般紙> ・(具体的紙名等を記載) <地元スポーツ紙> ・(具体的紙名等を記載) <業界紙> ・(具体的紙名等を記載) <その他> ・(具体的紙名等を記載)			
テレビ	<主要局の地方局> ・(具体的放送社名、番組名等を記載) <その他地方局> ・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
ラジオ	・(具体的放送社名、番組名等を記載)			
インターネット	・(具体的サイト名等を記載)			
広報紙他	<地方公共団体> ・(具体的紙名等を記載) <業界団体等会報> ・(具体的紙名等を記載) <その他> ・(具体的紙名等を記載)			

合計: 0

注: 新聞、テレビ等により、ニュースとして報じられた事例及び広告を記載する。
掲載依頼を行った場合、「掲載依頼」欄に○印を記入する。

②電光掲示板等による広報(広報依頼を行ったもの)

※可能な限り、当該広報を行っているところの写真を添付願います。

依頼先	依頼先概要(どのような場所か等)、 広報内容、期間	広報回数	依頼のみ
<Jリーグ関係> ・(具体的な会場・チーム名等を記載) <プロ野球関係> ・(具体的な会場・チーム名等を記載) <道路電光掲示板> ・(具体的な掲示場所名等を記載) <街頭電光掲示板> ・(具体的な掲示場所名等を記載) <その他> ・(具体的な名称等を記載)			

合計: 0

注: 電光掲示板等による広報の依頼先及びその依頼の概要等を記載する。

広報依頼を行ったが断られてしまった場合は、その旨を「依頼先概要」欄にて明確にしたうえで、「依頼のみ」欄に○印を記入する。

別途、広報時の状況が鮮明に分かる写真を貼付する。(写真がない場合は、広報イメージ図等でも構わない。)

③その他、地方独自で行った広報活動

依頼先	場所・内容・方法	箇所数・回数

注: 広報時の状況が鮮明に分かる写真を貼付する。(写真がない場合は、広報イメージ図等でも構わない。)

地方運輸局の実施結果

運輸局(総合事務局)

2. イベント等の開催

	イベント等の名称	開催回数	参加人数	特記事項(参加者等)
①整備相談窓口				
	合 計	0	0	
②研修・講習会				
	合 計	0	0	
③教習・講習会等				
	合 計	0	0	
④出前講座等				
	合 計	0	0	
⑤その他				
	合 計	0	0	

※⑤その他には、地方独自の催しものなどの活動を記載し、企画書及び図面等を1つの催しものにつき1部添付する。

また、地方独自の実施細目を定めている場合は、当該実施細目の写しを1部添付する。

[illegible]

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 結果表
令和2年度「自動車点検整備推進運動」

○整備事業者による入庫車の黒煙測定結果

- ①入庫時にディーゼル黒煙測定を実施する。
②点検整備終了後再度ディーゼル黒煙測定を実施する。
③低減率を算定する。 $((①-②) \div ① \times 100 = \%)$

点検後の黒煙低減率	台 数	割合(%)
低減率0%		
低減率1%以上10%未満		
低減率10%以上20%未満		
低減率20%以上30%未満		
低減率30%以上		
合 計		

